

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療事務(資格・給付) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和町は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、職員IDやパスワードにより操作者及び操作による権限を限定し、追跡調査のためにコンピュータに使用記録の保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

大和町長

公表日

令和3年3月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務(資格・給付)
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療広域連合:被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付 ・市町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収 <p>であり、大和町における事務内容は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格管理 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者が75歳以上の者の被保険者認定を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。 ・保険者が65歳以上75歳未満で厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある者の被保険者認定を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。 ・保険者が生活保護等による被保険者の適用除外認定を実施するにあたり、保険者に適用除外情報を提供する。 ・保険者が資格認定(取得・喪失の確認)を実施するにあたり、資格取得届・喪失届等の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険者が被保険者証交付を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。 ・保険者が被保険者証の更新等を実施するにあたり、必要に応じて被保険者証の随時交付を行う。 ・被保険者証の回収を行う。 ・保険者が資格証明書の交付を実施するにあたり、保険者に滞納情報を提供する。 ・保険者が資格証明書の交付を実施するにあたり、必要に応じて資格証明書の随時交付を行う。 ・保険者が住所地特例者を管理するにあたり、保険者に住基情報、住登外登録情報を提供する。 2. 医療費の給付管理 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者が一部負担金の割合の減免決定を実施するために、減免申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険者が償還払いの審査、支払を実施するために、高額医療費及び療養費の支給申請・標準負担額減額申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険者が葬祭費等の支給を実施するために、葬祭費の申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険者が給付制限を実施するために、保険者に滞納情報を提供する。 ・保険者が第三者行為による損害賠償請求を実施するために、第三者行為による損害賠償請求に関する申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会計を設置する。 ・県が審査会を開くために、審査請求書の受理を行い、その受理した情報を審査会に提供する。 ・必要に応じて、被保険者等に関する調査を実施する。 ・必要に応じて、被保険者や他の執行機関等に資料の提供を求める。 <p>※本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の各種申請・届出に関する事務 (高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第2号、第54条 等) ②資料の提供に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第138条第1項)
③システムの名称	後期高齢者医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、交換情報データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第1第59号並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民生活課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1117

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

